

# トップレベル事業所認定

## 【第2計画期間】

- 「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所（優良事業所）」として認定基準に適合すると知事が認めたときは、当該事業所の削減義務率を、地球温暖化対策の推進の程度に応じて軽減する。

### 1. 削減義務率の緩和（緩和の程度）

認定レベル	義務率の緩和の程度
地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所（トップレベル事業所）	削減義務率を1/2に緩和
地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所（準トップレベル事業所）	削減義務率を3/4に緩和

（例1）第2計画期間の削減義務率が17%の事業所の場合

トップレベル事業所	削減義務率 8.5%
準トップレベル事業所	削減義務率 12.75%

（例2）第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所で、削減義務率が8%の事業所の場合

トップレベル事業所	削減義務率 4%
準トップレベル事業所	削減義務率 6%

### 2. トップレベルの認定効果の適用期間

- 認定された年度が属する計画期間終了年度まで義務率が緩和される。  
（但し、基準に適合しなくなった場合は、適合しなくなった年度まで）
- 第1計画期間に認定された事業所に限り、認定後5年間義務率が緩和される。  
（但し、基準に適合しなくなった場合は、適合しなくなった年度まで）

（例）

第1計画期間					第2計画期間					
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
		●	→	→			●	→	→	
		認定	第1計画期間認定に限り5年間認定継続				認定継続の場合は、再申請が必要			
						●	→	→	→	
						認定	第2計画期間まで認定継続			

### 3. 認定基準の見直し

- 省エネルギー技術の進展に合わせ、認定基準の見直しを2段階で行う。

#### ①2015年度から適用する認定基準の見直し ～2013年度中に策定

- 認定基準の強化、地域冷暖房施設の総合効率や照明照度など定着してきた評価指標の追加
- 建物用途によっては実施しにくい評価項目について、用途毎に緩和を行う。  
⇒ 病院では外気導入量を絞ることができないエリアがある。外気導入量を絞る対策の導入率が低くても、評価点が取れるよう見直しを行う、など。

（イメージ）

【現状】CO2濃度による外気量制御が空調用外気量の95%以上で「評価点1」  
⇒ 病院では95%よりも低い導入率で「評価点1」となるような見直しを行う。

- 評価項目の配点の細分化を行う。  
⇒ 省エネ効果が大きい対策については、部分点がとれるよう、配点の細分化を行う。

（イメージ）

程度	80%以上	80%未満	⇒	95%以上	95%～70%	70%～30%	30%～5%	5%未満
評価点	1.0	0	見直し	1.0	0.8	0.5	0.2	0

#### ②2017年度から適用する認定基準の見直し ～2013年度中に策定

- 最新のしゅん工物件等を調査し、新たな技術動向を踏まえた認定基準を策定する。  
⇒ 熱源機器の評価指標であるCOP（成績係数）の評価値を、最新高効率機器の動向にあわせて見直しを行う、など

### 4. 手続の簡素化

- 認定後の毎年の基準適合状況報告の簡素化 ～2013年度から適用  
2013年度からは毎年度更新される新たなガイドライン等を適用した状況報告ではなく、「認定時の認定基準、ガイドライン及びツール」を適用した状況報告に変更